

第1章 報酬・費用弁償

○福島地方水道用水供給企業団議会の議員の 議員報酬及び費用弁償に関する条例

〔平成20年8月28日
条例第3号〕

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第4項の規定に基づき、福島地方水道用水供給企業団議会の議員（以下「議員」という。）の議員報酬及び費用弁償に関し必要事項を定めるものとする。

（議員報酬）

第2条 議員の議員報酬は、別表のとおりとする。

（議員報酬の支給方法）

第3条 新たに議員となった者には、議員になった日の属する月から月割計算により議員報酬を支給し、議員でなくなった者には、議員でなくなった日の属する月までを月割計算により議員報酬を支給する。

2 議員報酬の月割計算に当たって議員が、月の末日以外の日に議員でなくなり、その月に再び議員になった場合があるときは、前項の規定にかかわらず、その月分の議員報酬については重複して計算しない。この場合において、議員報酬額が異なるときは、その月分については、異なる議員報酬額のいずれか多額の議員報酬額により計算する。

3 議員報酬は、毎年3月に支給する。

4 前項の規定にかかわらず、分割支給するときは、企業長が適当と認める日に支

第5編 給与（福島地方水道用水供給企業団議会の議員の
議員報酬及び費用弁償に関する条例）

給することができる。

（費用弁償）

第4条 議員が職務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年福島市条例第22号）に規定する旅費額に相当する額を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、福島地方水道用水供給企業団規約第2条に規定する構成団体の区域内を旅行する場合には、費用弁償は支給しない。

（委任）

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行の日から施行する。

第5編 給与（福島地方水道用水供給企業団議会の議員の
議員報酬及び費用弁償に関する条例）

別表（第2条関係）

職 名	区 分	議員報酬額
議 長	年 額	30,000 円
副 議 長	年 額	27,500 円
議 員	年 額	25,000 円